

令和3年4月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、令和3年4月14日に実施した当方からの電話による意思確認に対し、同日あなたから電話により回答いただいた内容（以下「電話回答」といいます。）を踏まえ、下記のとおり補正を求めますので、令和3年5月6日（木）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年3月29日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年3月31日（水）

3 開示請求書に記載された請求内容

平成14年度から令和2年度までの公証人の公募、応募及び採用の人数が書いてある文書（検事、判事、弁護士、法務局・裁判所職員及び司法書士等を区別したもの）

4 行政文書の保有状況について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨が、検事、判事、弁護士、法務局・裁判所職員及び司法書士等による公証人への応募及び採用の人数が網羅的に記載された行政文書の開示を求めるというものである場合、法務省本省では平成26年度から令和元年度までの公証人の応募状況等をまとめた以下の行政文書を保有しています。

(1) 公証人の応募状況等

ただし、上記行政文書には、平成14年度から平成25年度まで及び令和2年度の公証人の応募状況等は記載されていませんので申し添えます。

また、電話回答の内容につき、あなたの請求の趣旨が「平成29年4月25日

の東徹議員の15問作成時（記載の数字）の「バックデータ」の開示を求めるというものである場合、その趣旨に該当すると思われるものとして、以下の行政文書を法務省本省において保有しています。

(2) 公証人公募状況（平成29年4月25日の参議院法務委員会東徹議員に対する国会答弁資料作成時に作成したもの）

上記行政文書につきましては、電話回答の趣旨に該当しているかにつき確認願います。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4に記載する行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）及び（2）につき、各1件）、開示請求手数料は600円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を収入印紙により納付願います。